

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和7年度(2025年度)

		単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準	
処分した一般廃棄物の種類および数量											
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	398.85	473.07	4,949.22						
		2号炉	4,862.49	5,019.63	728.48						
		3号炉	4,861.99	5,023.49	4,778.80						
		合計	10,123.33	10,516.19	10,456.50						
燃焼ガス等に関する記録											
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,041	1,002	1,009					800 以上	
		2号炉	1,006	988	982						
		3号炉	974	944	938						
	集じん器入口の温度	℃	1号炉	176	166	169					200 以下
			2号炉	175	173	174					
			3号炉	175	174	174					
	一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	7.3	2.7	1.9					100 以下
			2号炉	7.6	1.3	1.2					
			3号炉	7.7	1.6	1.6					
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施〕								
2号炉											
3号炉											

単位				10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量										
可燃ごみの焼却量	t	1号炉								
		2号炉								
		3号炉								
		合計								
燃焼ガス等に関する記録										
燃焼ガスの温度	℃	1号炉								800 以上
		2号炉								
		3号炉								
集じん器入口の温度	℃	1号炉								200 以下
		2号炉								
		3号炉								
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉								100 以下
		2号炉								
		3号炉								
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 〔ガス冷却設備:ボイラーストブロウで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施〕							
2号炉										
3号炉										

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉	— ^{※3}						
		2号炉	R7.5.27						
		3号炉	R7.4.22						
計量証明発行日	—	1号炉	— ^{※3}						
		2号炉	R7.6.6						
		3号炉	R7.5.2						
硫黄酸化物	Nm ³ /h	1号炉	— ^{※3}						K値規制 ^{※1}
		2号炉	0.015						
		3号炉	<0.017						
ばいじん ^{※2}	g/Nm ³	1号炉	— ^{※3}						0.04
		2号炉	<0.001						
		3号炉	<0.001						
塩化水素 ^{※2}	mg/Nm ³	1号炉	— ^{※3}						700
		2号炉	1.2						
		3号炉	2.9						
窒素酸化物 ^{※2}	ppm	1号炉	— ^{※3}						250
		2号炉	20						
		3号炉	14						

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm³/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

※3 焼却炉停止中です。

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明 発行日	測定結果	排出基準
1号炉			ng-TEQ/Nm ³	0.1 ng-TEQ/Nm ³
2号炉			ng-TEQ/Nm ³	
3号炉			ng-TEQ/Nm ³	
下水放流水			pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ m³N(立法メートルノルマル) : 0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。